

独立行政法人医薬基盤研究所役員給与規程の一部改正 新旧対照表

現 行	改 正
<p>第1条 (略)</p> <p>(役員給与)</p> <p>第2条 役員給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第4条 常勤の役員の本給月額次は次のとおりとする。 理事長 <u>917,000円</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第6条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤の役員に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(役員給与)</p> <p>第2条 役員給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤の役員については、<u>通勤手当</u>、非常勤役員手当とする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第4条 常勤の役員の本給月額は次のとおりとする。 理事長 <u>912,000円</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第6条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

現 行	改 正
<p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第9条 非常勤役員手当は、月額とし、次の各号に掲げる非常勤役員に対して、それぞれ当該各号に定める額を支給する。</p> <p>(1) 理事 <u>351,000円</u></p> <p>(2) 監事1 131,000円</p> <p>(3) 監事2 87,000円</p> <p>第10条～第14条 (略)</p>	<p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第9条 非常勤役員手当は、月額とし、次の各号に掲げる非常勤役員に対して、それぞれ当該各号に定める額を支給する。</p> <p>(1) 理事 <u>349,000円</u></p> <p>(2) 監事1 131,000円</p> <p>(3) 監事2 87,000円</p> <p>第10条～第14条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (平成24年3月1日24規程第1-2号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規程は、平成24年3月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>平成21年12月1日施行の経過措置における「百分の九十九・六八」を「百分の九十八・九四」に改め、経過措置を行う期間については、平成26年3月31日までとする。</u></p>

現 行	改 正
	<p><u>(平成24年4月1日から平成26年3月31日までの特例措置)</u></p> <p><u>3 平成24年4月1日から平成26年3月31日の間においては、給与の支給にあたり、本給月額、地域手当、期末手当、勤勉手当については、次の各号に定める額に相当する額を減じて、支給する。</u></p> <p><u>(1) 本給 本給月額に100分の9.77を乗じた額</u></p> <p><u>(2) 地域手当 地域手当の額に100分の9.77を乗じた額</u></p> <p><u>(3) 期末手当 期末手当の額に100分の9.77を乗じた額</u></p> <p><u>(4) 勤勉手当 勤勉手当の額に100分の9.77を乗じた額</u></p> <p><u>(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p><u>4 平成24年6月の期末手当の額は、第7条の規定により算定される期末手当の額から、本給月額等の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に平成23年4月1日からこの規程の施行の属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じた額並びに平成23年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じた額の合計額を減じた額とする。</u></p>